

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

条 例

- 大阪市暴力団排除条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 大阪市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 11
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に
関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 12
- 職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 大阪市議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例
に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 62
- 交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例・・・・ 63
- 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 大阪市特別会計条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 66
- 大阪市市税事務所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 66
- 大阪市立軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例・・・・・・ 67
- 大阪市立塩楽荘条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 68
- 大阪産業創造館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 69
- 大阪市立消毒所条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持
に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 71
- 大阪市立体育館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 72
- 大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・ 72
- 大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 73
- なにわの海の時空館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 74
- 大阪市立助産師養成施設条例の一部を改正する条例・・・・・・ 74
- 大阪市看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例・・・・・・ 77
- 大阪市教職員住宅条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・ 77
- 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 78

規 則

- 大阪市震災支援対策室設置規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

告 示

○市税の申告等に関する期限の延長	79
○歳入の徴収及び収納事務委託（大阪市市民情報プラザの有償刊行物頒布代金等）	80
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立北区民センターほか39施設）	80
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	82
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	83
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立男女共同参画センター）	84
○昭和56年大阪市告示第553号（大阪市消費者保護条例第13条第1項に基づく商品の品質表示基準）の一部改正	84
○賃貸料の徴収及び収納事務委託（もと南方、飛鳥人権文化センター）	84
○市税の収納事務委託	85
○市税の収納事務委託	85
○一般競争入札の執行（文書管理システム用サーバ機等の借入れ）	86
○一般競争入札の執行（庁舎の移転に伴う物品等運搬業務委託）	89
○一般競争入札の執行（消防艇の製造）	92
○一般競争入札の執行（教室用机及び教室用椅子の購入）	95
○大阪市財産規則第36条により別に定める利率	97
○大阪都市計画土地地区画整理事業の決定に係る図書の縦覧	97
○大阪都市計画道路の変更に係る図書の縦覧	98
○大阪都市計画都市高速鉄道の変更に係る図書の縦覧	99
○大阪都市計画交通広場の変更に係る図書の縦覧	99
○大阪都市計画交通広場の変更に係る図書の縦覧	100
○大阪都市計画通路の変更に係る図書の縦覧	100
○開発行為に関する工事の完了	100
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	101
○道路の位置指定	102
○道路の位置指定	102
○歳入の徴収及び収納事務委託（大阪市立社会福祉センターほか9施設の使用料等）	103
○使用料の収納事務委託（胃、大腸、肺、乳がん検診等）	104
○手数料の収納事務委託（鑑札交付の登録等）	104
○歳入の徴収事務委託（精神科一次救急診療）	104
○大阪城西の丸庭園の臨時開園	105
○大阪城西の丸庭園の供用休止	105
○長居植物園の供用日の変更及び供用時間の変更の承認	105
○歳入の徴収及び収納事務委託（大阪市設泉南メモリアルパークほか13施設の使用料等及び粗大ごみ処理手数料等）	106
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	107

○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	108
○大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理有害物質によって汚染されている区域の指定	111
○大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出	112
○平成元年大阪市告示第65号（建設局公営所の名称及び所管区域）の改正	113
○平成19年大阪市告示第352号（建設局下水道管理事務所の所管区域）の改正	114
○市道の路線名変更	114
○市道の区域変更	115
○市道の供用開始	115
○市道の供用廃止	116
○道路法に基づく公園と道路の効用を兼ねる施設の管理に係る公園管理者と道路管理者が締結した協定の内容	117
○放置自動車の処理	118
○道路法違反物件の除却	118
○歳入の徴収及び収納事務委託（放置自転車等撤去保管料）	119
○舞洲体育館及び舞洲野球場の休業日の変更及び臨時休業の承認	119
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	119
○大阪市指定有形文化財等の指定	120
○公共工事の発注の見通しに関する事項並びに工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	121
○一般競争入札の執行（庁舎の移転に伴う物品等運搬業務委託）	122
○一般競争入札の執行（デジタルMC A無線機等の購入）	125
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	128
公 告	
○一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	129

公布された条例のあらまし

◇大阪市暴力団排除条例

- 1 本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにしました。
- 2 公共工事等及び不動産又は物品の売払い等からの暴力団の排除に関する措置など、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにしました。

3 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成23年大阪市条例第10号 市民局市民部安全まちづくり課)

◇大阪市職員定数条例の一部を改正する条例

1 本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更することにしました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第11号 総務局人事部人事課)

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 一般職の任期付職員の給料の月額の特例措置を講ずる期間を延長することにしました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第12号 総務局人事部給与課)

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 行政職給料表3級等における最高の号給を切り下げることになりました。

2 号給の切下げに伴う号給の切替えに関し必要な事項を定めることになりました。

3 超過勤務手当の算出方法を改めることにしました。

4 義務教育等教員特別手当の上限額を改定することにしました。

5 その他必要な経過措置を講ずることになりました。

6 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成24年4月1日及び平成25年4月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第13号 総務局人事部給与課)

◇職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 職員の給料の月額の特例措置を改め、当該措置を講ずる期間を延長することになりました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第14号 総務局人事部給与課)

◇大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市会議員の報酬月額の減額率を20%（現行5%）に変更するとともに、減額する期間を平成25年3月31日（現行平成24年3月31日）まで延長することになりました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第15号 市会事務局総務担当)

◇交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例

1 交通局に所属する職員の定年前早期退職に係る退職手当の基本額の算定方法の特例措置を講じることになりました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第16号 交通局職員部職員課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 非常勤の行政委員会委員の報酬額を月額から日額に改定することにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第17号 総務局人事部給与課)

◇大阪市特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 老人保健医療事業会計を廃止することにしました。
- 2 必要な経過装置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第18号 財政局財務部財務課)

◇大阪市市税事務所条例の一部を改正する条例

- 1 あべの市税事務所とあべの西南市税事務所を統合することにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第19号 財政局税務部管理課)

◇大阪市立軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例

- 1 日之出荘を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第20号 健康福祉局高齢者施策部いきがい課)

◇大阪市立塩楽荘条例を廃止する条例

- 1 塩楽荘を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第21号 健康福祉局高齢者施策部いきがい課)

◇大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 出産育児一時金の特例措置を恒久化することにしました。
- 2 平成23年度分の保険料に係る保険料率の特例措置を講じることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第22号 健康福祉局生活福祉部保険年金課)

◇大阪産業創造館条例の一部を改正する条例

- 1 大阪産業創造館の貸室の一部について用途を変更することにしました。
- 2 規則に規定していた貸室利用にかかる料金表を条例に規定することにしました。
- 3 付帯駐車場について指定管理者に管理代行させるため、供用時間、料金等を条例に規定することにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第23号 経済局産業振興部企業支援課)

◇大阪市立消毒所条例を廃止する条例

- 1 消毒所を廃止することになりました。
- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第24号 大阪市保健所感染症対策課)

◇大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことになりました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第25号 環境局事業部廃棄物規制課)

◇大阪市立体育館条例の一部を改正する条例

- 1 住吉スポーツセンター第1体育場において入場料の類を徴収する場合の利用料金の上限額を定めることになりました。
- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第26号 ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

◇大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法に規定する台帳に記載した事項に関する証明書及び建築計画概要書等の写しの交付に係る手数料並びに当該手数料に係る免除の基準を定めることになりました。
- 2 この条例は、平成23年9月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第27号 計画調整局建築指導部建築企画課)

◇大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

- 1 サイロ施設を廃止することになりました。
- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第28号 港湾局計画整備部海務担当)

◇なにわの海の時空館条例の一部を改正する条例

- 1 なにわの海の時空館の体験型映像展示を廃止することになりました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市条例第29号 港湾局総務部集客施設担当)

大阪市立助産師養成施設条例の一部を改正する条例

- 1 助産師学院の授業料等を改定することになりました。
- 2 助産師学院の学生に対し修学資金を貸与することができることになりました。
- 3 修学資金の貸与額や返還免除の要件など、修学資金の貸与に関し必要な事項を定めることになりました。

- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成24年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第30号 病院局総務部職員課)

◇大阪市看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例

- 1 看護師等の養成施設に在学する者に対する修学資金の貸与制度を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第31号 病院局総務部職員課)

◇大阪市教職員住宅条例を廃止する条例

- 1 教職員住宅を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第32号 教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 1 天王寺商業高等学校、東商業高等学校及び市岡商業高等学校を統合し、大阪ビジネスフロンティア高等学校を設置することにしました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

(平成23年大阪市条例第33号 教育委員会事務局総務部学事課)

公布された規則のあらまし

◇大阪市震災支援対策室設置規則

- 1 震災支援対策室を設置することにしました。
- 2 この規則は、公布の日から施行することにしました。

(平成23年大阪市規則第11号 総務局行政部行政課)

条 例

大阪市暴力団排除条例を公布する。

平成23年3月17日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市条例第10号

大阪市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより本市の事務若しくは事業、本市の区域における事業活動又は市民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するもの
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる本市の不動産又は物品の売払い又は貸付け

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が本市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることにかんがみ、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本にするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、本市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府、他の市町村、法第32条の2第1項の規定により大阪府公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連

携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 本市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、本市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、本市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を本市又は警察に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第6条 本市は、市民及び事業者が暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 本市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する広報及び啓発を行うものとする。

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

(1) 下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

には、必要に応じ、その旨を公表すること

- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第9条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告しなければならない。

（本市の事務及び事業からの暴力団の排除）

第10条 本市は、前3条に規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずること等により、本市の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

（青少年に対する指導等のための措置）

第11条 本市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導又は啓発が、家庭、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、

暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(勧告及び公表)

第12条 市長は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、市規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名又は名称その他市規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第13条 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第1号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。

(施行の細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平23. 3. 17揭示済)

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月17日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市条例第11号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「20,100人」を「19,600人」に改め、同項第2号中「7,000人」を「6,900人」に改め、同項第3号中「1,940人」を「1,860人」に改め、同項第5号中「520人」を「490人」に改め、同項第6号中「4,250人」を「4,100人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 17揭示済)



一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月17日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市条例第12号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例(平成22年大阪市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年4月から平成23年3月まで」を「平成23年4月から平成24年3月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 17揭示済)



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月17日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市条例第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

第15条第3項中「(第1項第2号に掲げる勤務のうち市規則で定めるものを除く。)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円	円
1	131,900	160,400	221,600	273,100	326,900	363,000	420,800	484,600
2	132,800	162,200	223,600	275,400	329,500	365,900	424,100	487,900
3	133,700	164,000	225,600	277,500	332,100	368,800	427,400	491,200
4	134,600	165,800	227,600	279,800	334,700	371,700	430,700	494,500
5	135,400	167,600	229,700	281,900	337,200	374,500	433,800	497,700
6	136,300	169,400	231,700	284,200	339,800	377,400	436,900	501,100
7	137,200	171,200	233,700	286,400	342,400	380,300	440,000	504,500
8	138,100	173,000	235,700	288,700	345,000	383,200	443,100	507,900
9	139,000	174,800	237,800	290,800	347,500	386,000	446,000	511,300
10	140,100	176,600	239,800	293,100	350,100	388,900	449,000	514,100
11	141,200	178,400	241,900	295,400	352,700	391,900	452,000	517,000
12	142,300	180,200	244,000	297,600	355,300	394,900	455,100	519,900
13	143,400	182,000	245,900	299,700	357,800	397,700	458,000	522,600
14	144,500	183,800	248,000	302,000	360,500	400,700	460,900	525,400
15	145,600	185,600	250,100	304,200	363,200	403,700	463,800	528,200
16	146,700	187,400	252,200	306,500	365,900	406,700	466,700	531,000
17	147,900	189,200	254,100	308,600	368,400	409,600	469,400	533,600
18	149,500	191,000	256,200	310,900	371,100	412,500	471,500	536,100
19	151,100	192,800	258,300	313,100	373,800	415,400	473,600	538,600
20	152,700	194,600	260,400	315,400	376,500	418,300	475,800	541,100
21	154,200	196,400	262,300	317,500	379,000	421,000	477,800	543,400
22	155,800	198,300	264,400	319,800	381,700	423,900	479,900	545,500
23	157,400	200,200	266,500	322,100	384,400	426,800	482,000	547,600
24	159,000	202,100	268,600	324,400	387,100	429,700	484,100	549,700
25	160,600	203,900	270,500	326,600	389,700	432,400	486,100	551,600
26	162,300	205,800	272,600	328,900	392,300	434,900	487,700	553,500
27	164,000	207,700	274,700	331,200	395,000	437,400	489,300	555,200
28	165,700	209,600	276,800	333,500	397,700	439,900	490,900	557,100
29	167,400	211,400	278,700	335,700	400,200	442,200	492,400	558,800
30	169,200	213,300	280,900	337,900	402,800	444,200	493,800	560,700
31	171,000	215,200	283,100	340,200	405,500	446,300	495,200	562,400
32	172,800	217,100	285,300	342,500	408,200	448,400	496,600	564,300
33	174,600	219,000	287,300	344,600	410,700	450,300	497,800	565,900
34	175,900	222,800	289,500	346,800	413,200	452,300	499,100	567,700
35	177,200	226,600	291,700	349,100	415,800	454,400	500,500	569,500
36	178,500	230,400	293,900	351,400	418,400	456,500	501,900	571,300
37	179,700	234,000	296,000	353,500	420,800	458,400	503,100	573,000
38	181,000	236,000	298,200	355,500	422,600	460,100	504,400	574,800
39	182,300	238,000	300,500	357,400	424,400	461,800	505,700	576,600

40	183,600	240,000	302,700	359,400	426,200	463,500	507,000	578,400
41	184,700	241,900	304,800	361,100	427,900	465,100	508,200	580,100
42	186,000	243,900	307,000	362,600	429,600	466,200	509,500	582,000
43	187,300	245,900	309,300	364,200	431,300	467,300	510,800	583,700
44	188,600	247,900	311,600	365,800	433,100	468,400	512,100	585,500
45	189,700	249,800	313,700	367,200	434,700	469,500	513,200	587,200
46	191,000	251,700	316,000	368,400	436,200	470,500	514,400	589,000
47	192,300	253,700	318,300	369,600	437,700	471,500	515,600	590,800
48	193,600	255,700	320,600	370,800	439,200	472,600	516,900	592,600
49	194,700	257,500	322,800	371,800	440,500	473,600	518,000	594,300
50	196,000	259,400	325,000	373,000	441,700	474,600	519,100	596,100
51	197,300	261,400	327,200	374,200	443,000	475,700	520,200	597,900
52	198,600	263,400	329,500	375,300	444,300	476,800	521,400	599,700
53	199,700	265,200	331,600	376,300	445,400	477,700	522,400	601,400
54	201,000	267,200	333,800	377,400	446,600	478,700	523,500	
55	202,300	269,200	336,000	378,600	447,800	479,800	524,600	
56	203,600	271,100	338,000	379,800	449,000	480,900	525,700	
57	204,700	272,900	340,000	380,800	450,000	481,800	526,700	
58	205,800	274,900	342,100	382,000	451,100	482,800	527,800	
59	206,900	276,900	344,200	383,100	452,200	483,900	528,900	
60	208,000	278,800	346,300	384,200	453,300	485,000	530,000	
61	209,000	280,600	348,300	385,200	454,200	485,900	530,900	
62	210,000	282,600	350,000	386,300	455,200	486,900		
63	211,000	284,600	351,600	387,400	456,200	488,000		
64	212,000	286,500	353,200	388,500	457,200	489,100		
65	212,800	288,300	354,600	389,400	458,100	490,000		
66	213,500	290,200	355,900	390,500	459,100	491,000		
67	214,200	292,200	357,200	391,400	460,100	492,000		
68	214,900	294,200	358,500	392,400	461,100	493,100		
69	215,500	296,000	359,700	393,300	462,000	494,000		
70	216,100	297,900	360,700	394,200	463,000			
71	216,700	299,900	361,800	395,200	464,000			
72	217,300	301,900	362,900	396,200	465,000			
73	218,000	303,700	363,800	397,000	465,800			
74	218,600	305,700	364,900	398,100	466,800			
75	219,200	307,600	365,900	399,100	467,800			
76	219,800	309,600	367,000	400,200	468,800			
77	220,400	311,400	367,900	401,100	469,600			
78	220,900	313,200	369,000	402,400				
79	221,400	315,100	370,000	403,700				
80	221,900	317,000	371,000	405,100				
81	222,400	318,700	371,900	406,300				
82	222,900	320,000	372,900	407,600				
83	223,400	321,300	373,900	408,900				
84	223,900	322,600	374,900	410,300				
85	224,400	323,700	375,700	411,500				
86	224,900	324,700	376,700	412,800				

87	225,400	325,700	377,600	414,100				
88	225,900	326,700	378,600	415,400				
89	226,400	327,600	379,400	416,500				
90		328,500	380,400	417,800				
91		329,300	381,200	419,100				
92		330,200	382,200	420,300				
93		330,900	383,000	421,400				
94		331,800	384,000	422,700				
95		332,600	384,900	423,900				
96		333,500	385,800	425,200				
97		334,200	386,600	426,300				
98		335,000	387,500	427,600				
99		335,800	388,400	428,800				
100		336,700	389,400	430,100				
101		337,400	390,100	431,100				
102		338,300	391,000	432,200				
103		339,100	391,900	433,300				
104		339,900	392,800	434,400				
105		340,600	393,600	435,300				
106		341,400	394,500	436,300				
107		342,200	395,400	437,300				
108		343,000	396,300	438,200				
109		343,800	397,100	439,000				
110		344,600	398,000	440,000				
111		345,400	398,900	440,900				
112		346,200	399,700	441,900				
113		346,900	400,400	442,700				
114		347,700	401,300	443,700				
115		348,500	402,100	444,600				
116		349,300	403,000	445,600				
117		349,900	403,700	446,400				
118		350,700	404,600	447,300				
119		351,500	405,400	448,200				
120		352,300	406,300	449,200				
121		352,900	407,000	449,900				
122		353,600	407,900					
123		354,300	408,700					
124		355,100	409,600					
125		355,700	410,300					
126		356,400	411,200					
127		357,100	412,000					
128		357,800	412,900					
129		358,500	413,600					
130		359,200	414,400					
131		359,900	415,200					
132		360,600	416,100					
133		361,200	416,800					

134		361,900	417,600				
135		362,600	418,400				
136		363,300	419,300				
137		363,900	420,000				
138			420,900				
139			421,600				
140			422,500				
141			423,200				
142			424,100				
143			424,800				
144			425,700				
145			426,400				

備考

- (1) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) 1級の27号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額、この表の規定にかかわらず、172,800円とする。
- (3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	156,000円	246,000円	263,400円	277,400円	296,100円	326,200円	356,900円	403,600円

別表第3中イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	151,000	217,000	276,300	340,400	366,200
2	152,600	219,000	278,500	343,000	369,100
3	154,200	221,000	280,700	345,600	372,000
4	155,800	223,000	283,000	348,200	374,900
5	157,500	225,000	285,100	350,700	377,700
6	159,100	227,000	287,400	353,300	380,600
7	160,700	229,000	289,600	355,900	383,500
8	162,300	231,000	291,900	358,500	386,400
9	164,000	233,000	294,000	361,000	389,200
10	165,700	235,000	296,300	363,700	392,100
11	167,400	237,000	298,600	366,400	395,100
12	169,100	239,100	300,800	369,100	398,100
13	170,800	241,000	302,900	371,600	400,900
14	172,600	243,000	305,100	374,400	403,900
15	174,400	245,100	307,400	377,100	406,900
16	176,200	247,200	309,700	379,700	409,900
17	178,000	249,100	311,800	382,200	412,800
18	179,800	251,200	314,000	384,900	415,700
19	181,600	253,300	316,300	387,600	418,600
20	183,400	255,400	318,600	390,300	421,500
21	185,200	257,300	320,700	392,900	424,200
22	187,000	259,400	323,000	395,500	427,100
23	188,800	261,500	325,300	398,200	430,000
24	190,600	263,600	327,600	400,900	432,900
25	192,400	265,500	329,800	403,400	435,600
26	194,200	267,600	332,100	406,000	438,100
27	196,000	269,700	334,400	408,700	440,600
28	197,800	271,800	336,700	411,400	443,100
29	199,700	273,700	338,900	413,900	445,400
30	201,600	275,800	341,100	416,400	447,400
31	203,500	277,900	343,400	419,000	449,500
32	205,400	280,000	345,700	421,600	451,600
33	207,100	281,900	347,800	424,000	453,500
34	209,000	284,100	350,000	425,800	455,500
35	210,900	286,300	352,300	427,600	457,600
36	212,800	288,500	354,600	429,400	459,700
37	214,600	290,500	356,700	431,100	461,600
38	216,500	292,700	358,500	432,800	463,300
39	218,400	294,900	360,200	434,600	465,000
40	220,300	297,100	361,900	436,300	466,700
41	222,100	299,200	363,400	437,900	468,300
42	224,000	301,400	365,100	439,400	469,400

43	225,900	303,600	366,800	440,900	470,500
44	227,800	305,900	368,500	442,400	471,600
45	229,600	308,000	370,000	443,700	472,700
46	231,600	310,200	371,300	444,900	473,700
47	233,500	312,500	372,600	446,200	474,700
48	235,500	314,800	373,900	447,500	475,800
49	237,200	316,900	375,000	448,600	476,800
50	239,200	319,200	376,100	449,800	477,800
51	241,200	321,500	377,300	451,000	478,900
52	243,200	323,800	378,500	452,200	480,000
53	245,100	326,000	379,500	453,200	480,900
54	247,100	328,200	380,600	454,300	481,900
55	249,100	330,400	381,800	455,400	483,000
56	251,100	332,700	383,000	456,500	484,100
57	253,000	334,800	384,000	457,400	485,000
58	254,900	337,000	385,200	458,400	486,000
59	256,900	339,000	386,300	459,400	487,100
60	258,900	341,200	387,400	460,400	488,200
61	260,700	343,200	388,400	461,300	489,100
62	262,600	345,300	389,500	462,300	490,100
63	264,600	347,400	390,600	463,300	491,200
64	266,600	349,500	391,700	464,300	492,300
65	268,400	351,500	392,600	465,200	493,200
66	270,300	353,200	393,700	466,200	494,200
67	272,300	354,900	394,600	467,200	495,200
68	274,300	356,600	395,600	468,200	496,300
69	276,100	358,100	396,500	469,000	497,200
70	278,000	359,500	397,400	470,000	
71	280,000	360,900	398,400	471,000	
72	282,000	362,300	399,400	472,000	
73	283,800	363,500	400,200	472,800	
74	285,700	364,400	401,300		
75	287,700	365,300	402,300		
76	289,700	366,200	403,400		
77	291,500	367,000	404,300		
78	293,400	368,300	405,600		
79	295,400	369,500	406,900		
80	297,400	370,700	408,300		
81	299,200	371,800	409,500		
82	301,100	372,900	410,900		
83	303,100	374,000	412,100		
84	305,100	375,100	413,500		
85	306,900	376,000	414,700		
86	308,900	377,000	416,000		
87	310,800	378,000	417,300		
88	312,800	379,100	418,600		
89	314,600	380,000	419,700		

90	316,400	381,100	420,900
91	318,300	382,200	422,200
92	320,200	383,300	423,500
93	321,900	384,400	424,600
94	323,200	385,200	425,900
95	324,500	386,000	427,100
96	325,800	386,800	428,400
97	326,900	387,500	429,500
98	327,900	388,500	430,700
99	328,900	389,400	431,900
100	329,900	390,300	433,200
101	330,800	391,100	434,300
102	331,700	392,000	435,400
103	332,500	392,900	436,500
104	333,400	393,900	437,600
105	334,100	394,600	438,500
106	335,000	395,500	439,400
107	335,800	396,400	440,400
108	336,700	397,300	441,400
109	337,400	398,100	442,200
110	338,200	399,000	443,200
111	339,000	399,900	444,100
112	339,900	400,800	445,100
113	340,600	401,500	445,900
114	341,500	402,400	446,900
115	342,300	403,300	447,800
116	343,100	404,200	448,800
117	343,800	404,900	449,600
118	344,600	405,800	450,500
119	345,400	406,700	451,400
120	346,200	407,600	452,300
121	347,000	408,300	453,100
122	347,800	409,100	
123	348,600	409,900	
124	349,400	410,700	
125	350,100	411,400	
126	350,900	412,300	
127	351,700	413,200	
128	352,500	414,100	
129	353,100	414,800	
130	353,900	415,600	
131	354,700	416,400	
132	355,500	417,200	
133	356,100	418,000	
134	356,800	418,800	
135	357,500	419,600	
136	358,300	420,500	

137	358,900	421,200		
138	359,600	422,200		
139	360,300	423,200		
140	361,000	424,200		
141	361,700	425,100		
142	362,400	425,900		
143	363,100	426,700		
144	363,800	427,500		
145	364,400	428,200		
146	365,100	429,100		
147	365,800	429,800		
148	366,500	430,600		
149	367,100	431,300		

備考

- (1) この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	246,000円	263,400円	277,400円	296,100円	326,200円

ウ 医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円
1	155,700	177,400	221,900	273,100	326,900	363,000
2	156,600	178,800	223,900	275,300	329,500	365,900
3	157,500	180,200	225,900	277,500	332,100	368,800
4	158,400	181,600	227,900	279,800	334,700	371,700
5	159,200	182,900	229,900	281,900	337,200	374,500
6	160,100	184,300	231,900	284,200	339,800	377,400
7	161,000	185,700	233,900	286,400	342,400	380,300
8	161,900	187,100	235,900	288,700	345,000	383,200
9	162,800	188,400	237,900	290,800	347,500	386,000
10	163,900	189,800	239,900	293,100	350,100	388,900
11	165,000	191,200	241,900	295,400	352,700	391,900
12	166,100	192,600	244,000	297,600	355,300	394,900
13	167,200	193,900	245,900	299,700	357,800	397,700
14	168,300	195,300	248,000	301,900	360,500	400,700
15	169,400	196,700	250,100	304,200	363,200	403,700
16	170,500	198,100	252,200	306,500	365,900	406,700
17	171,700	199,400	254,100	308,600	368,400	409,600
18	173,100	200,800	256,200	310,800	371,100	412,500
19	174,500	202,200	258,300	313,100	373,800	415,400
20	175,900	203,600	260,400	315,400	376,500	418,300
21	177,300	204,900	262,300	317,500	379,000	421,000
22	178,700	206,300	264,400	319,800	381,800	423,900
23	180,100	207,700	266,500	322,100	384,500	426,800
24	181,500	209,100	268,600	324,400	387,200	429,700
25	182,800	210,400	270,500	326,600	389,700	432,400
26	184,200	211,900	272,600	328,900	392,300	434,900
27	185,600	213,400	274,700	331,200	395,000	437,400
28	187,000	214,900	276,800	333,500	397,700	439,900
29	188,300	216,400	278,700	335,700	400,200	442,200
30	189,700	218,000	280,900	337,900	402,800	444,200
31	191,100	219,600	283,100	340,200	405,500	446,300
32	192,500	221,200	285,300	342,500	408,200	448,400
33	193,700	222,800	287,300	344,600	410,700	450,300
34	194,700	224,400	289,500	346,800	413,200	452,300
35	195,700	226,000	291,700	349,100	415,800	454,400
36	196,700	227,600	293,900	351,400	418,400	456,500
37	197,600	229,200	296,000	353,500	420,800	458,400
38	198,600	231,400	298,200	355,500	422,600	460,100
39	199,600	233,600	300,400	357,400	424,400	461,800
40	200,600	235,800	302,700	359,300	426,200	463,500
41	201,400	237,900	304,800	361,100	427,900	465,100
42	202,400	239,900	307,000	362,600	429,600	466,200

43	203,400	241,900	309,300	364,200	431,300	467,300
44	204,400	243,900	311,600	365,800	433,100	468,400
45	205,200	245,900	313,700	367,200	434,700	469,500
46	206,200	247,900	316,000	368,400	436,200	470,500
47	207,200	249,800	318,300	369,600	437,700	471,500
48	208,200	251,800	320,600	370,800	439,200	472,600
49	209,000	253,600	322,800	371,800	440,500	473,600
50	210,000	255,400	325,000	372,900	441,700	474,600
51	211,000	257,300	327,200	374,100	443,000	475,700
52	212,000	259,200	329,500	375,300	444,300	476,800
53	212,800	260,800	331,600	376,300	445,400	477,700
54	213,800	262,600	333,800	377,400	446,600	478,700
55	214,800	264,500	335,900	378,600	447,800	479,800
56	215,800	266,400	338,000	379,800	449,000	480,900
57	216,600	268,000	340,000	380,800	450,000	481,800
58	217,600	269,800	342,100	382,000	451,100	482,800
59	218,600	271,700	344,200	383,100	452,200	483,900
60	219,600	273,600	346,300	384,200	453,300	485,000
61	220,400	275,200	348,300	385,200	454,200	485,900
62	221,200	277,000	349,900	386,300	455,200	486,900
63	222,000	278,900	351,500	387,400	456,200	488,000
64	222,800	280,800	353,200	388,500	457,200	489,100
65	223,500	282,400	354,600	389,400	458,100	490,000
66	224,300	284,200	355,900	390,500	459,100	491,000
67	225,100	286,100	357,200	391,400	460,100	492,000
68	225,900	288,000	358,500	392,400	461,100	493,100
69	226,500	289,600	359,700	393,300	462,000	494,000
70	227,200	291,200	360,700	394,200	463,000	
71	227,900	292,800	361,800	395,200	464,000	
72	228,600	294,500	362,900	396,200	465,000	
73	229,100	296,000	363,800	397,000	465,800	
74	229,600	297,900	364,900	398,100	466,800	
75	230,100	299,800	365,900	399,100	467,800	
76	230,600	301,700	367,000	400,200	468,800	
77	231,200	303,600	367,900	401,100	469,600	
78	231,700	305,500	369,000	402,400		
79	232,200	307,400	370,000	403,700		
80	232,700	309,300	371,000	405,100		
81	233,300	311,000	371,900	406,300		
82	233,800	312,800	372,900	407,600		
83	234,300	314,700	373,900	408,900		
84	234,800	316,600	374,900	410,300		
85	235,400	318,300	375,700	411,500		
86	235,900	319,700	376,700	412,800		
87	236,400	321,100	377,600	414,100		
88	236,900	322,500	378,600	415,400		
89	237,500	323,900	379,400	416,500		

90	325,000	380,300	417,700
91	326,100	381,200	419,000
92	327,200	382,200	420,300
93	328,200	383,000	421,400
94	329,100	384,000	422,700
95	330,000	384,900	423,900
96	330,900	385,800	425,200
97	331,600	386,600	426,300
98	332,500	387,500	427,500
99	333,400	388,400	428,700
100	334,300	389,400	430,000
101	335,000	390,100	431,100
102	335,900	391,000	432,200
103	336,800	391,900	433,300
104	337,700	392,800	434,400
105	338,400	393,600	435,300
106	339,300	394,500	436,200
107	340,100	395,400	437,200
108	341,000	396,300	438,200
109	341,700	397,100	439,000
110	342,500	397,900	440,000
111	343,300	398,800	440,900
112	344,100	399,700	441,900
113	344,900	400,400	442,700
114	345,700	401,300	443,700
115	346,500	402,100	444,600
116	347,300	403,000	445,600
117	348,000	403,700	446,400
118	348,800	404,600	447,300
119	349,600	405,400	448,200
120	350,400	406,300	449,100
121	351,100	407,000	449,900
122	351,900	407,900	
123	352,700	408,700	
124	353,500	409,600	
125	354,100	410,300	
126	354,900	411,200	
127	355,700	412,000	
128	356,500	412,900	
129	357,100	413,600	
130	357,900	414,400	
131	358,700	415,200	
132	359,500	416,100	
133	360,100	416,800	
134	360,700	417,600	
135	361,300	418,400	
136	362,000	419,300	

137		362,500	420,000		
138		363,200	420,900		
139		363,900	421,600		
140		364,600	422,500		
141		365,200	423,200		
142			424,100		
143			424,800		
144			425,700		
145			426,400		

備考

- (1) この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	156,000円	246,000円	263,400円	277,400円	296,100円	326,200円

別表第4を次のように改める。

別表第4

消防職給料表

給 号	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1		146,900	193,900	233,200	286,000
2		148,500	195,900	235,000	288,200
3		150,100	197,900	236,800	290,400
4		151,700	199,800	238,500	292,600
5		153,300	201,600	240,400	294,900
6		154,900	203,600	242,100	297,100
7		156,500	205,600	243,900	299,400
8		158,100	207,600	245,700	301,700
9		159,700	209,500	247,600	303,700
10		161,500	211,300	249,500	306,100
11		163,300	213,100	251,300	308,600
12		165,100	214,900	253,200	311,100
13		166,700	216,800	254,900	313,500
14		168,400	218,600	256,600	315,800
15		170,100	220,400	258,300	318,100
16		171,800	222,100	260,000	320,400
17		173,500	223,900	261,600	322,800
18		175,600	226,200	263,500	325,000
19		177,700	228,500	265,500	327,100
20		179,800	230,800	267,500	329,300
21		181,800	233,200	269,200	331,500
22		184,200	235,000	271,200	333,700
23		186,600	236,800	273,200	335,900
24		189,000	238,600	275,200	338,100
25		191,400	240,300	277,200	340,200
26		193,200	242,100	279,400	342,400
27		195,000	244,000	281,600	344,600
28		196,800	245,900	283,700	346,700
29		198,500	247,600	286,000	348,900
30		200,200	249,400	288,200	351,000
31		201,900	251,300	290,400	353,100
32		203,700	253,200	292,600	355,200
33		205,400	254,900	294,900	357,300
34		207,100	256,600	297,100	359,400
35		208,900	258,300	299,400	361,500
36		210,700	260,000	301,700	363,600
37		212,300	261,500	303,700	365,600
38		213,900	263,400	305,800	367,600
39		215,600	265,400	308,000	369,700

40	217,300	267,400	310,200	371,800
41	218,800	269,200	312,500	373,800
42	220,500	271,200	314,700	375,800
43	222,200	273,200	316,900	377,800
44	224,000	275,200	319,100	379,700
45	225,600	277,200	321,400	381,800
46	227,100	279,400	323,600	383,800
47	228,600	281,600	325,700	385,800
48	230,100	283,700	327,800	387,800
49	231,600	285,900	330,000	389,700
50	232,900	287,900	332,100	391,300
51	234,200	289,900	334,200	392,900
52	235,500	291,900	336,300	394,500
53	236,800	293,700	338,400	395,900
54	238,400	295,600	340,500	397,100
55	240,000	297,500	342,600	398,300
56	241,500	299,300	344,700	399,500
57	243,000	301,100	346,600	400,800
58	244,500	303,000	348,700	402,000
59	246,000	304,800	350,800	403,200
60	247,500	306,700	352,900	404,400
61	249,000	308,500	354,800	405,500
62	250,400	310,400	356,900	406,300
63	251,800	312,300	359,000	407,100
64	253,200	314,200	361,100	407,900
65	254,600	316,000	363,000	408,500
66	256,100	317,900	365,100	409,200
67	257,600	319,800	367,200	409,800
68	259,100	321,600	369,200	410,500
69	260,700	323,300	371,100	411,200
70	262,100	325,000	373,100	411,800
71	263,400	326,600	375,100	412,400
72	264,800	328,300	377,100	413,000
73	265,900	329,900	379,000	413,600
74	267,300	331,600	380,800	414,200
75	268,700	333,300	382,600	414,800
76	270,100	335,000	384,400	415,400
77	271,400	336,800	386,100	416,000
78	272,700	338,500	387,300	416,600
79	274,100	340,200	388,400	417,200
80	275,500	341,900	389,600	417,800
81	276,700	343,400	390,800	418,400
82	277,900	345,100	392,000	419,000
83	279,100	346,700	393,200	419,600
84	280,300	348,400	394,400	420,200
85	281,500	350,100	395,600	420,800

86	282,800	351,700	396,400	421,400
87	284,000	353,300	397,200	422,000
88	285,300	354,800	398,000	422,600
89	286,600	356,200	398,600	423,200
90	287,800	357,700	399,300	423,800
91	289,000	359,200	400,000	424,400
92	290,200	360,700	400,700	425,000
93	291,300	362,100	401,200	425,600
94	292,500	363,600	401,900	426,200
95	293,700	365,100	402,600	426,800
96	294,900	366,600	403,300	427,400
97	295,900	367,700	403,800	428,000
98	297,100	368,900	404,400	428,600
99	298,300	370,100	405,000	429,200
100	299,500	371,300	405,600	429,800
101	300,800	372,600	406,200	430,400
102	302,000	373,800	406,800	430,900
103	303,200	375,000	407,400	431,500
104	304,400	376,200	408,000	432,100
105	305,400	377,400	408,600	432,700
106	306,500	378,000	409,200	433,300
107	307,600	378,600	409,700	433,900
108	308,700	379,200	410,300	434,500
109	309,700	379,800	410,800	435,000
110	310,400	380,400	411,400	435,600
111	311,100	381,000	412,000	436,200
112	311,800	381,600	412,600	436,800
113	312,400	382,100	413,200	437,400
114	313,100	382,700	413,800	438,000
115	313,800	383,300	414,400	438,600
116	314,500	383,900	415,000	439,200
117	315,300	384,400	415,600	439,800
118	316,100	385,000	416,200	
119	316,900	385,600	416,800	
120	317,700	386,200	417,400	
121	318,300	386,700	418,000	
122	319,100	387,300	418,600	
123	319,900	387,900	419,200	
124	320,700	388,400	419,800	
125	321,400	388,800	420,400	
126	321,800	389,300	421,000	
127	322,200	389,800	421,600	
128	322,600	390,300	422,200	
129	323,100	390,700	422,800	
130		391,200	423,400	
131		391,700	424,000	
132		392,200	424,600	

133		392,600	425,200	
134		393,100		
135		393,600		
136		394,100		
137		394,500		
138		395,000		
139		395,500		
140		396,000		
141		396,300		
142		396,800		
143		397,300		
144		397,800		
145		398,200		
146		398,700		
147		399,200		
148		399,700		
149		400,100		
150		400,600		
151		401,100		
152		401,600		
153		402,000		

備考

- (1) この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	186,200円	246,000円	263,400円	277,400円

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。